

医療費などの助成

乳幼児・児童・生徒

病気などで受診した際の保険適用の診療に限り自己負担額を助成します。

対象 0歳から中学校卒業まで

ひとり親家庭など

母子家庭などの方が病気等で受診した際の保険適用の診療に限り自己負担額を助成します。(所得制限あり)

対象 母(父)子家庭または祖父母などの養育者家庭

助成期間 児童が満18歳になった日以降の最初の3月31日まで

未熟児など

体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする1歳未満の乳児に対し、その治療に必要な医療費を助成します。

対象 出生時の体重が2000g以下など、指定養育医療機関において入院治療が必要な1歳未満の乳児

新生児視聴覚検査費用助成

新生児の聴覚障害の早期発見および早期療育を行うために生後1か月以内に実施された聴覚検査に要した費用を初回検査1回分、1万円まで助成します。

自宅への訪問

こんにちは赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた全ての家庭に助産師などが訪問し、育児等の支援をします。

対象 生後4か月になるまでの赤ちゃんとその家族

妊産婦・未熟児への訪問

妊婦健康診査の結果で指導が必要な方や、出生体重2500g未満など体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんがいる家庭を対象に、保健師や助産師による訪問指導を行います。

産後ケア事業

家族等の援助が足りないなど、育児支援を希望する産後1年未満のお母さんを産後ケア専門家が訪問しサポートします。

助産師による母乳マッサージなど授乳相談や沐浴補助などの育児支援や、産後ドゥーラによる家事・育児の支援を受けることができます。

はこねっこ手帳(電子母子手帳)

子育て支援アプリです。予防接種の管理や子育ての記録をスマートフォンに入力し、お子さんの成長記録をお母さん、お父さんが共有することができます。

こどものための手当・給付

児童手当

対象 15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方(所得制限あり)

手当額 (月額)

- ・3歳未満 1万5,000円
- ・3歳以上～小学校卒業前
第1子・第2子 1万円/第3子以降 1万5,000円
- ・中学生 1万円
- ・所得制限額以上の方 5,000円

児童扶養手当

18歳未満(障がいがある場合は20歳)の児童がいる母(父)子家庭などに手当を支給します。(所得制限あり。また、対象児童が福祉施設などに入所している場合は非該当)

特別児童扶養手当

知能または身体に中程度以上の障がいを持つ児童を監督・保護している父、母または養育している方に対し、手当を支給します。(所得制限あり。また、対象児童が福祉施設などに入所している場合は非該当)

小児慢性特定疾患児の日常生活用具の給付

小児慢性特定疾患医療受診券を持っている方で、在宅での療養が認められる方に対し、日常生活用具を給付します。

ただし、他の制度により用具を受給する方は対象外となります。

はこねっこ誕生祝金

町で出生した第2子以降のお子さんを養育する保護者の方に交付します。

交付額 第2子 10万円
第3子以降 20万円

出産費・育児費助成

一定の所得階層の世帯の方が出産した場合に助成します。

助成額
・町民税非課税世帯 5万円
・所得税非課税世帯 3万円

産婦健康診査費用助成

産後間もない時期のお母さんの心身の回復状態等を把握するため、産後2週間と産後1か月の健康診査費用を助成します。

補助額
それぞれ1回1万円



妊婦健康診査費用助成

妊婦健康診査(14回分)の費用を補助券方式で助成します。

補助額
1回目1万円、2回目以降1回につき7,000円
取扱医療機関 県内および御殿場市内の医療機関

妊婦歯科健康診査助成

妊娠中の歯科健康診査(1回分)の費用(2,802円)の一部を助成します。

自己負担額 500円(町民税非課税世帯および生活保護世帯は免除)
取扱医療機関 小田原歯科医師会協力医療機関

不妊症・不育症治療費助成

- 一般不妊治療費
助成額は、12か月を1期間として、一般不妊治療に要した保険診療外の費用の2分の1(上限5万円)
- 不育症治療費
不育症と診断後、助成額は、1治療期間に要した治療や検査のうち保険診療外の費用の2分の1(上限30万円)

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)

低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、特別給付金を支給します。

・対象児童1人につき5万円
支給時期等詳しいスケジュールが決まりましたらホームページなどでお知らせします。

